

多賀城高校ラグビー部OB会規約

第1条（目的）

当会は多賀城高校ラグビー部OB会の会費の諸手続き・運営等処理することを目的とする。

第2条（名称）

当会は「多賀城高校ラグビー部OB会」とする。

第3条（所在地）

当会の所在地は会計宅に置く。

第4条（構成員）

当会の構成員は多賀城高校ラグビー部OB会会員とする。

第5条（役員）

当会には次の役員を置く。

会計 1名

会計監査 2名

第6条（収入）

当会は一般会計、特別会計、その他の収入を持って運営する。

第7条（年会費）

OB一人につき3,000円以上/半期、6,000円以上/年を一般会計とし主に運営費に充てる。

第8条（使途）

会費は原則として現役ラグビー部員の正規の活動をサポートする目的にのみ使用する。

OB会総会等での飲食費、接待費等には支出を行わない。

（但し、当該支出が会運営の上で必要な費用であると会長が承認した場合は除く）。

第9条（臨時収入）

当会に対しての寄付・祝儀等があった場合、速やかに会計担当者に届け出を行う。

同担当者はそれを受けて適切な処理を行い、会長に対してその旨を報告する。

第10条（予算）

当会は毎年総会時に新年度予算（案）を提出し審議を求める。

承認後は全会員にこれを通知する。

第11条（決算）

当会は毎年総会時に会計監査を経て決算書を提出し承認を得る。

承認後は全会員にこれを通知する。

第12条（出納と記録）

第一項（収入）

会計担当者は随時入金確認を行うために月一回程度通帳への記帳を行う。

領収書を希望する入金者には即時発行し郵送するが、特に依頼のない場合は原則として領収書は発行しないものとする。（郵送費削減の為）

第二項（支出）

会計担当者は会費より経費を支出する場合、これを執行した者より金額・支払い先・内容を明記された領収書の提出を受けこれを保管しなければならない。小口（軽微）支出についても同様とする。

但し、公共機関に対する支出の場合で領収書の取得が困難な時は、これに変わる帳票にて代用することを認める。

第三項（記録）

会計担当者は前条の通帳の記録・領収書等を下に入出金記録を別途作成し保管する。

記録の保管期間は以下の通りとする。

- ・最終行まで記帳された通帳 永久
- ・出納記録 五年
- ・支出に係る領収書 五年

第13条（出金の確認・承認）

会計担当者は金融機関口座からの無用な出金を行ってはならない。

必要とされる出金を行う際は、担当者はOB会会長に確認を求めその都度報告するものとする。

第14条（特別会計）

当会の活動を進める上で特に必要がある場合、特別会計を設けることができる。

特別会計は、役員会の判断により設置することができるが、総会で承認を得なければならない。

第15条（引継）

引継は、会長に指名された立会人の下、新旧担当者間で行う。また、立会人は通帳・印鑑・帳簿・小口現金などが間違いなく引き継がれたことを確認する。

附則

この規約は平成22年5月10日より実施する。

【役員紹介】

当会は次の者を役員とする。（平成24年5月10日現在）

会長	野中	宏
副会長	高橋	和人
副会長	武川	泰典
総務（企画）	関口	博喜
〃	鈴木	信也
〃	佐浦	貴廣
〃（連絡）	佐藤	貴久
〃（HP）	菅沼	雄一
会計	丸山	貴章
会計監査	鈴木	久男
〃	田中	麦彦
顧問	小松	信也

この規約の記載内容は原本と相違ないことを証明します。

多賀城高校ラグビー部OB会 会長 野中 宏

※この規約は、会計部門に関してのみ記載されたものでありOB会会則は別途存在します。